

## 令和6年度農村次世代関係人口創出事業営業業務運営委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和6年度農村次世代関係人口創出事業営業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託期間は、契約の日から令和7年3月21日までとする。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金\_\_\_\_\_円（うち、消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）を支払うものとする。

（支払方法）

第4条 乙は、甲が委託業務終了を確認した後、別添様式1号により委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、乙は別添様式2号により、前払による委託費の支払を請求できるものとする。この場合においては、第4条第1項中「委託費」とあるのは、「委託費から既に前払の対象となった委託費相当額を控除した額」と読み替える。

3 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

4 乙は、第2項の規定による支払を受けたときは、当該前払の趣旨にしたがって適正に使用し、この契約に忠実に履行しなければならない。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、その契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が次のアからキに該当したとき。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体。（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者。
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者。
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者。
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

（委託業務実施計画書の提出）

第 8 条 乙は、この契約の締結後 10 日以内に委託業務実施計画書を提出しなければならない。

（処理状況の報告等）

第 9 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（委託業務完了報告書の提出）

第 10 条 乙は、委託業務が完了した時は、速やかに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（著作権）

第 11 条 本契約により作成された成果品の著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約の定めにより甲が取得する諸権利を支障なく行使できるように、成果品に使用される文芸、美術及び写真等一切の著作物の著作権、その他作成に関連する一切の権利について、すべて乙の負担と責任において処理することとする。

（契約保証金）

第 12 条 契約保証金は、免除する。

（定めのない事項の処理）

第 13 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 月 日

（甲）静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号  
静岡県知事

（乙）